I_{12} ＝ 0.035
I_{13} ＝ 0.053
I_{14} ＝ 0.026
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.031
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額
K_{20} ＝ 0.019
K_{21} ＝ 0.019
K_{22} ＝ 0.019
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額
M_{21} ＝ 0.019
M_{22} ＝ 0.019
M_{23} ＝ 0.019
M_{24} ＝ 0.018
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{12} ＝ 0.036
I_{13} ＝ 0.053
I_{14} ＝ 0.037
I_{15} ＝ 0.033
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.032
I_{19} ＝ 0.032
I_{20} ＝ 0.032
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額
K_{20} ＝ 0.019
K_{21} ＝ 0.019
K_{22} ＝ 0.019
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額
M_{21} ＝ 0.019
M_{22} ＝ 0.019
M_{23} ＝ 0.019
M_{24} ＝ 0.015
N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）